

基礎自治体を取り巻く現状と課題について

平成31年4月25日

総務省自治行政局市町村課

広域連携の促進について

- ・ 人口減少社会において、高齢化や人口の低密度化等により行政コストが増大する一方で資源に限られる中で、行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供するためには、あらゆる行政サービスを単独の市町村だけで提供する発想は現実的ではなく、各市町村の資源を有効に活用する観点からも、地方公共団体間の連携により提供することを、これまで以上に柔軟かつ積極的に進めていく必要がある。
- ・ そのため、平成26年度に地方自治法を改正し、地方公共団体間で「連携協約」を締結できる新たな仕組みを導入。
- ・ 連携協約を活用した連携中枢都市圏の形成、条件不利地域における都道府県による市町村の補完、三大都市圏における水平的・相互補完的、双務的な取組を推進

【具体的な事例】

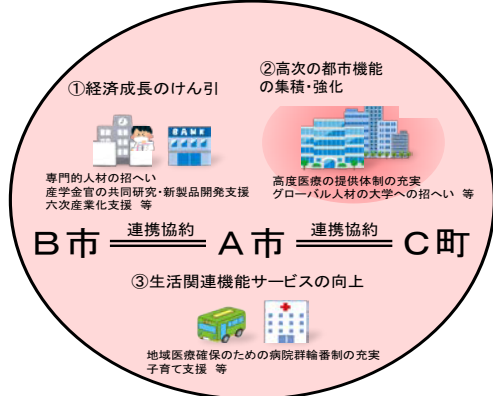
地方圏

<連携中枢都市圏>

連携中枢都市(※)とその近隣市町村の連携

- (1)経済成長のけん引、(2)高次都市機能の集積・強化、(3)生活関連機能サービスの向上をねらい

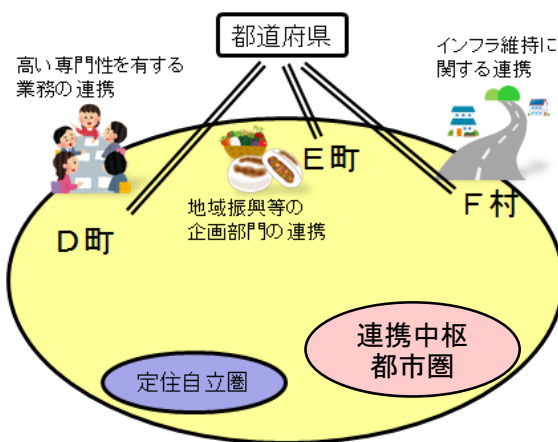
※①指定都市、中核市(人口20万以上)
かつ②昼夜間人口比率おおむね1以上



※これ以外の地域では「定住自立圏」(①人口5万人程度以上で②昼夜間人口比率1以上の市を中心とする圏域)の取組を一層促進

<都道府県による補完>

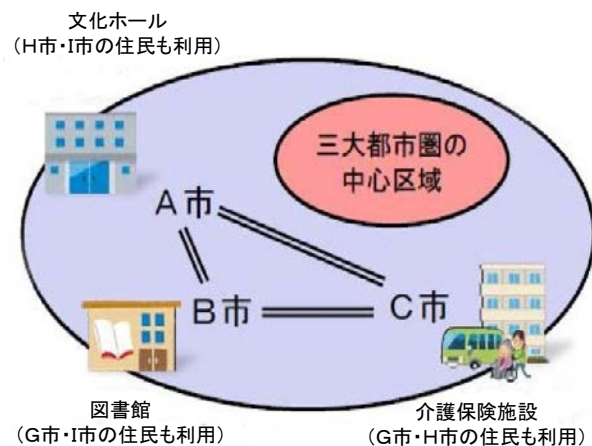
条件不利地域等で、市町村間の広域連携が困難な場合は、都道府県による補完も選択肢



三大都市圏

<双務的な役割分担>

同程度の規模・能力がある都市の間で、水平・相互補完的、双務的な役割分担を促進



連携中枢都市圏の取組の推進

連携中枢都市圏の意義とは

- 地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成

連携中枢都市圏に何が求められているのか

- ① 圏域全体の経済成長のけん引
産学金官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援 等
- ② 高次の都市機能の集積・強化
高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備 等
- ③ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上
地域医療確保のための病院群輪番制の充実、
地域公共交通ネットワークの形成 等

連携中枢都市圏をいかに実現するか

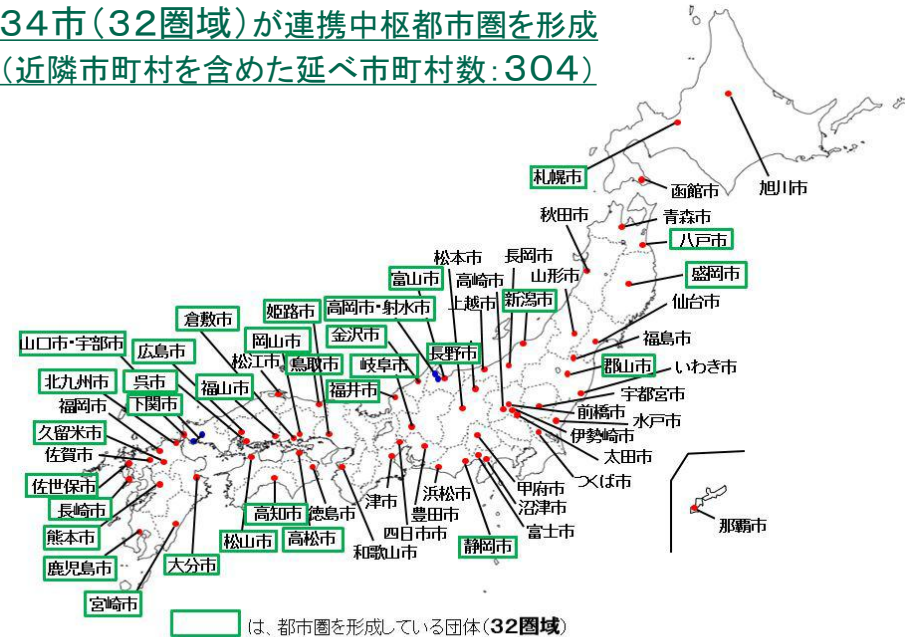
- 地方自治法を改正し、地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする「連携協約」の制度を導入（平成26年11月1日施行）
- 平成26年度から、連携中枢都市圏の形成等を推進するため、国費により支援
- 平成27年度から、地方交付税措置を講じて全国展開
- 連携中枢都市圏形成のための手続き

連携中枢
都市宣言

連携協約
の締結

都市圏ビジョン
の策定

平成31年4月1日現在、
34市（32圏域）が連携中枢都市圏を形成
（近隣市町村を含めた延べ市町村数：304）



● は、連携中枢都市の要件を満たす市（61市）※中核市に移行していない市も含む

【連携中枢都市圏とは】

地方圏において、昼夜間人口比率おおむね1以上の指定都市・中核市と、社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏

※ただし、隣接する2つの市（各市が昼夜間人口比率1以上かつ人口10万人程度以上の市）の人口の合計が20万人を超え、かつ、双方が概ね1時間以内の交通圏にある場合において、これらの市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏についても、連携中枢都市圏と同等の取組が見込まれる場合においては、これに該当するものとする。

連携中枢都市圏構想の推進に向けた総務省の財政措置の概要

地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点である「連携中枢都市圏」を形成することを目的に、連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結し、連携中枢都市圏ビジョンを策定した連携中枢都市及び連携市町村の取組に対して、必要な財政措置を講じる。

1. 連携中枢都市及び連携市町村の取組に関する

包括的財政措置（※複眼型も同様に措置。以下同じ。）

(1) 連携中枢都市の取組に対する包括的財政措置

① 普通交付税措置

「経済成長のけん引」及び「高次都市機能の集積・強化」の取組に対する財政措置

（圏域人口に応じて算定／例：圏域人口75万で約2億円）

② 特別交付税措置

「生活関連機能サービスの向上」の取組に対する財政措置。1市当たり年間1.2億円程度を基本として、人口・面積等を勘案して上限額を設定

(2) 連携市町村の取組に対する特別交付税措置

1市町村当たり年間1,500万円を上限

2. 地域活性化事業債の充当

- ・「連携中枢都市圏構想の推進」に真に必要な取組に資する施設整備に対し、地域活性化事業債を充当。（充当率：90%、交付税算入率：30%）

3. 外部人材の活用に対する財政措置（特別交付税）

- ・圏域外における専門性を有する人材の活用
上限700万円、最大3年間の措置

4. 民間主体の取組の支援に対する財政措置

- (1) 民間への融資等を行うファンド形成に関する財政措置
ファンド形成に一般単独事業債を充当（90%）、償還金利子の50%に特別交付税
- (2) ふるさと融資の融資比率及び融資限度額の引き上げ
（例：融資比率35%→45%）

5. 個別の施策分野における財政措置

- (1) 病診連携等による地域医療の確保に対する財政措置
病診連携等の事業に要する市町村の負担金に対する特別交付税措置（措置率0.8、上限800万円）
- (2) へき地における遠隔医療に対する特別交付税措置の拡充（措置率0.6→0.8）

6. 連携中枢都市圏の形成に対応した辺地度点数の算定要素の追加

- ・辺地度点数の算定に当たって、「近傍の市役所等」として、連携中枢都市までの距離により算定可能

新たな広域連携促進事業について

人口減少・少子高齢社会においても、全国の基礎自治体が人々の暮らしを支える住民サービスを持続可能な形で提供していくため、「連携中枢都市圏」の形成等の地方公共団体間の新たな広域連携の促進を図ることを目的として、国の委託事業として調査を実施。

○H31年度予算額: 2.0億円

○対象となる取組(委託上限額: 2,500万円)

(1)連携中枢都市圏の形成等に向けた取組

- 【内容】①連携中枢都市圏の形成を目指し、「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」、「生活関連機能サービスの向上」のうち全部又は一部についての関係市町村との調査・検討
②連携中枢都市圏における取組の深化に資する先駆的な圏域マネジメント手法についての調査・検討

(2)都道府県と市区町村との連携に向けた取組

- 【内容】連携中枢都市、定住自立圏の中心市から相当距離がある市区町村を念頭に、市区町村間の広域連携のみでは解決が難しい課題に関し、都道府県と市町村が一体となって課題に対応する、協働的な取組についての検討

(3)三大都市圏における水平的・相互補完的、双務的な役割分担の取組

- 【内容】三大都市圏の市区町村において、広域連携の効果を発揮しやすい地域の特質を生かした取組(※)の検討
(※)・効率的な行政体制構築のための連携協約、機関等の共同設置等を用いた事務の共同処理の手法
・公共施設整備の役割分担等の構築 など

○募集期間: 平成31年4月15日(月)～5月17日(金)12時

<参考> 選定基準

- ・事業の新規性
- ・事業の効果
- ・全国展開の可能性
- ・関係者との連携体制の構築状況

※優先採択項目

- ・圏域全体での将来見通し(地域カルテ等)の作成
- ・都市計画に係る広域調整
- ・公共交通の再編等
- ・公共施設等の再編等
- ・技術職員や専門人材の圏域全体での活躍推進

第32次地方制度調査会について

1. 概要

地方制度調査会は、地方制度調査会設置法により、内閣総理大臣の諮問に応じて地方制度に関する重要事項を調査審議するため、昭和27年12月、総理府(現:内閣府)に設置。

平成30年7月5日に、第32次地方制度調査会の第1回総会が開催され、総理より諮問。

2. 委員 (任期: H30.7.5~H32.7.4)

委員は、内閣総理大臣が任命することとされており、30人以内で構成。任期は2年で国会議員、地方公共団体の議会の議員、地方公共団体の長等及び学識経験者により構成。

委員 第2回総会時点(H30.12.18時点)

【学識経験者18名】

- | | | |
|---|--------|------------------------|
| | 飯島 淳子 | 東北大学教授 |
| ◎ | 市川 晃 | 住友林業(株)代表取締役社長 |
| | 伊藤 正次 | 首都大学東京教授 |
| | 太田 匡彦 | 東京大学教授 |
| | 大橋 真由美 | 成城大学教授 |
| | 大屋 雄裕 | 慶應義塾大学教授 |
| ○ | 大山 礼子 | 駒澤大学教授 |
| | 岡崎 浩巳 | 地方公務員共済組合連合会理事長 |
| | 穴戸 常寿 | 東京大学教授 |
| | 勢一 智子 | 西南学院大学教授 |
| | 田中 里沙 | 事業構想大学院大学学長、(株)宣伝会議取締役 |
| | 谷口 尚子 | 慶應義塾大学准教授 |
| | 牧原 出己 | 東京大学教授 |
| | 武藤 博己 | 法政大学教授 |
| | 村木 美貴 | 千葉大学教授 |
| ★ | 山本 隆司 | 東京大学教授 |
| | 横田 響子 | (株)コラボラボ代表取締役 |
| | 渡井 理佳子 | 慶應義塾大学教授 |

【国会議員6名】

- | | | |
|--|--------|-------|
| | あかま 二郎 | 衆議院議員 |
| | 井上 信治 | 衆議院議員 |
| | 坂本 哲志 | 衆議院議員 |
| | 武内 則男 | 衆議院議員 |
| | 江島 潔 | 参議院議員 |
| | 二之湯 智 | 参議院議員 |

【地方六団体6名】

- | | | |
|--|-------|-------------------------|
| | 古田 肇 | 岐阜県知事(全国知事会) |
| | 柳居 俊学 | 山口県議会議長(全国都道府県議会議長会会長) |
| | 立谷 秀清 | 福島県相馬市長(全国市長会会長) |
| | 山田 一仁 | 札幌市議会議長(全国市議会議長会会長) |
| | 荒木 泰臣 | 熊本県嘉島町長(全国町村会会長) |
| | 櫻井 正人 | 宮城県利府町議会議長(全国町村議会議長会会長) |

(委員30名)

(◎:会長、○:副会長、★:専門小委員会委員長)

3. 諮問

人口減少が深刻化し高齢者人口がピークを迎える2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応する観点から、

- ・ 圏域における地方公共団体の協力関係、
- ・ 公・共・私

その他の必要な地方行政体制のあり方について、調査審議を求める。

連携中枢都市圏の形成の動き①

平成31年4月1日現在

圏域名 (連携中枢都市)	連携中枢都市宣言	連携協約	都市圏ビジョン	連携市町村	圏域人口等
1 播磨圏域連携中枢都市圏 (姫路市)	H27年2月13日	H27年4月5日締結式	H27年4月5日公表	【兵庫県】相生市、加古川市、高砂市、加西市、宍粟市、たつの市、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町、赤穂市(計:7市8町)	1,307,003人 (うち姫路市 535,664人)
2 備後圏域 (福山市)	H27年2月24日	H27年3月25日締結式	H27年3月25日公表	【岡山県】笠岡市、井原市 【広島県】三原市、尾道市、府中市、世羅町、神石高原町 (計:5市2町)	857,212人 (うち福山市 464,811人)
3 高梁川流域連携中枢都市圏 (倉敷市)	H27年2月17日	H27年3月27日締結式	H27年3月27日公表	【岡山県】笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町 (計:6市3町)	770,183人 (うち倉敷市 477,118人)
4 みやざき共創都市圏 (宮崎市)	H26年12月1日	H27年3月25日締結式	H27年5月12日公表	【宮崎県】国富町、綾町 (計:2町)	428,089人 (うち宮崎市 401,138人)
5 久留米広域連携中枢都市圏 (久留米市)	H27年11月2日	H28年2月23日締結式	H28年2月23日公表	【福岡県】大川市、小郡市、うきは市、大刀洗町、大木町 (計:3市2町)	456,196人 (うち久留米市 304,552人)
6 みちのく盛岡広域連携中枢都市圏 (盛岡市)	H27年10月30日	H28年1月15日締結式	H28年3月25日公表	【岩手県】八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町 (計:2市5町)	476,758人 (うち盛岡市 297,631人)
7 石川中央都市圏 (金沢市)	H27年12月4日	H28年3月28日締結式	H28年3月28日公表	【石川県】白山市、かほく市、野々市市、津幡町、内灘町 (計:3市2町)	728,259人 (うち金沢市 465,699人)
8 長野地域連携中枢都市圏 (長野市)	H28年2月17日	H28年3月29日締結式	H28年3月29日公表	【長野県】須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、小川村、飯綱町 (2市4町2村)	543,424人 (うち長野市 377,598人)
9 下関市連携中枢都市圏 (下関市)	H27年9月30日	H27年12月18日 (形成方針策定)	H28年3月29日公表	【山口県】下関市 (合併1市圏域)	268,517人
10 大分都市広域圏 (大分市)	H27年12月22日	H28年3月29日締結式	H28年3月29日公表	【大分県】別府市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市、由布市、日出町 (計:6市1町)	778,237人 (うち大分市 478,146人)
11 瀬戸・高松広域連携中枢都市圏 (高松市)	H27年9月4日	H28年2月16日締結式	H28年3月30日公表	【香川県】さぬき市、東かがわ市、三木町、綾川町、土庄町、小豆島町、直島町 (計:2市5町)	585,348人 (うち高松市 420,748人)
12 熊本連携中枢都市圏 (熊本市)	H27年6月18日	H28年3月30日締結式	H28年3月31日公表	【熊本県】宇土市、宇城市、合志市、美里町、玉東町、大津町、菊陽町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、阿蘇市、高森町、山都町、菊池市 (計:5市10町2村)	1,171,591人 (うち熊本市 740,822人)
13 広島広域都市圏 (広島市)	H28年2月15日	H28年3月30日締結式	H28年3月31日公表	【広島県】呉市、竹原市、三原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町 【山口県】岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町 (計:10市13町)	2,324,756人 (うち広島市 1,194,034人)

連携中枢都市圏の形成の動き②

平成31年4月1日現在

圏域名 (連携中枢都市)	連携中枢都市宣言	連携協約	都市圏ビジョン	連携市町村	圏域人口等
14 北九州都市圏域 (北九州市)	H27年12月24日	H28年4月18日締結式	H28年4月18日公表	【福岡県】直方市、行橋市、豊前市、中間市、宮若市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、苅田町、みやこ町、上毛町、築上町 (計:5市11町)	1,394,457人 (うち北九州市 961,286人)
15 しずおか中部連携中枢都市圏 (静岡市)	H28年3月1日	H28年3月31日	H28年4月28日公表	【静岡県】島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町 (計:4市2町)	1,168,000人 (うち静岡市 704,989人)
16 松山圏域 (松山市)	H28年7月8日	H28年7月8日締結式	H28年7月8日公表	【愛媛県】伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町 (計:2市3町)	646,055人 (うち松山市 514,865人)
17 【複眼型】 とやま呉西圏域 (高岡市・射水市)	H28年8月26日	H28年10月3日締結式	H28年10月3日公表	【富山県】南砺市、氷見市、砺波市、小矢部市 (計:4市)	443,151人 (うち高岡市172,125人、 射水市92,308人)
18 八戸圏域連携中枢都市圏 (八戸市)	H29年1月4日	H29年3月22日締結式	H29年3月22日公表	【青森県】三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町 (計:6町1村)	323,447人 (うち八戸市 231,257人) ※H29年1月1日中核市移行
19 新潟広域都市圏 (新潟市)	H28年12月16日	H29年3月28日締結式	H29年3月28日公表	【新潟県】三条市、新発田市、燕市、五泉市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町 (計:6市3町1村)	1,258,878人 (うち新潟市 810,157人)
20 岡山連携中枢都市圏 (岡山市)	H28年8月9日	H28年10月11日締結式	H29年3月28日公表	【岡山県】津山市、玉野市、総社市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、和気町、早島町、久米南町、美咲町、吉備中央町 (計:7市5町)	1,170,158人 (うち岡山市 719,474人)
21 【複眼型】 山口県連携都市圏域 (山口市・宇部市)	H28年11月28日	H29年3月30日締結式	H29年3月30日公表	【山口県】萩市、防府市、美祢市、山陽小野田市【島根県】津和野町 (計:4市1町)	628,836人 (うち山口市197,422人、 宇部市169,429人)
22 長崎広域連携中枢都市圏 (長崎市)	H28年6月10日	H28年12月27日締結式	H29年3月30日公表	【長崎県】長与町、時津町 (計:2町)	501,860人 (うち長崎市 429,508人)
23 かごしま連携中枢都市圏 (鹿児島市)	H28年10月31日	H29年1月19日締結式	H29年3月31日公表	【鹿児島県】日置市、いちき串木野市、始良市 (計:3市)	753,518人 (うち鹿児島市 599,814人)
24 富山広域連携中枢都市圏 (富山市)	H29年9月5日	H30年1月10日締結式	H30年1月10日公表	【富山県】滑川市、舟橋村、上市町、立山町 (計:1市2町1村)	501,670人 (うち富山市 418,686人)
25 広島中央地域連携中枢都市圏 (呉市)	H29年9月4日	H29年10月16日締結式	H30年3月8日公表	【広島県】竹原市、東広島市、江田島市、海田町、熊野町、坂町、大崎上島町 (計:3市4町)	545,385人 (うち呉市 228,552人)
26 れんけいこうち広域都市圏 (高知市)	H29年9月7日	H30年3月28日締結式	H30年3月28日公表	【高知県】安芸市、安田町、馬路村、芸西村、南国市、香南市、香美市、本山町、大豊町、土佐町、大川村、土佐市、いの町、仁淀川町、佐川町、越知町、日高村、須崎市、中土佐町、津野町 (計:6市10町4村)	596,998人 (うち高知市 337,190人)

連携中枢都市圏の形成の動き③

平成31年4月1日現在

圏域名 (連携中枢都市)	連携中枢都市宣言	連携協約	都市圏ビジョン	連携市町村	圏域人口等
27 岐阜連携都市圏 (岐阜市)	H29年6月30日	H29年11月2日締結式	H30年3月29日公表	【岐阜県】山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町(計:3市3町)	587,739人 (うち岐阜市 406,735人)
28 因幡・但馬麒麟のまち 連携中枢都市圏 (鳥取市)	H29年12月5日	H30年4月1日締結式	H30年4月1日公表	【鳥取県】岩美町、若桜町、智頭町、八頭町 【兵庫県】新温泉町(計:5町)	247,429人 (うち鳥取市 193,717人)
29 こおりやま広域 連携中枢都市圏 (郡山市)	H30年9月4日	H31年1月23日締結式	H31年3月19日公表	【福島県】須賀川市、田村市、本宮市、大玉村、鏡石町、天栄村、猪苗代町、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町(計:3市7町4村)	594,016人 (うち郡山市 335,444人)
30 西九州させぼ広域都市圏 (佐世保市)	H30年9月3日	H31年1月12日締結式	H31年3月26日公表	【長崎県】平戸市、松浦市、西海市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、新上五島町【佐賀県】伊万里市、有田町(計:4市6町)	474,279人 (うち佐世保市 255,439人)
31 さっぽろ連携中枢都市圏 (札幌市)	H30年11月28日	H31年3月29日締結式	H31年3月29日公表	【北海道】小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町、長沼町(計:7市3町1村)	2,600,875人 (うち札幌市 1,952,356人)
32 ふくい嶺北連携中枢都市圏 (福井市)	H30年11月27日	H31年4月1日締結式	H31年4月1日公表	【福井県】大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町(計:6市4町)	646,813人 (うち福井市 265,904人)

合併特例債について【充当率95%、交付税算入率70%】

○旧合併特例法(H17.3.31失効)に基づき平成18年3月31日までに合併した市町村について、合併が行われた年度及びこれに続く10年度に限り、市町村建設計画に盛り込まれた事業に充当。

⇒東日本大震災等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律(平成23年法律第102号)により、平成23年度において合併特例債を起すことができる合併市町村であって、特定被災地方公共団体又は特定被災区域をその区域とする市町村(以下「被災地」という。)については合併後25年度まで、それ以外の市町村については合併後20年度まで、市町村建設計画事業に充当可能となった。(※)

※これまで2度にわたり発行可能期間の延長が行われていたが、平成30年度に、「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律」(平成30年法律第19号)により、一律5年の延長が行われ、被災地は合計15年、被災地以外は合計10年の延長となった。

市町村建設計画の事業内容

合併後の市町村の一体性の速やかな確立を図るための公共的施設

- ・ **旧市町村の交流や連携が円滑に進むような施設の整備**
(例:旧市町村相互間の道路、橋りょう、トンネル等の整備)
- ・ **合併後の市町村の住民相互が一体感を持つために行われる施設の整備**
(例:住民が集う運動公園等の整備)

合併後の市町村の公共的施設の統合整備

- ・ **類似の目的を有する公共的施設を統合する事業**
(例:新市の処理能力に対応したごみ処理施設の整備)

合併後の市町村の均衡ある発展に資するための公共的施設

- ・ **合併後の市町村内の行政サービスの水準の均衡を図るための施設の整備**
(例:福祉施設が整備されていない地区への施設の整備)
- ・ **同一内容の施設の重複を避けて行う施設の整備**
(例:合併後の市町村全体としてのバランスのとれた発展を図るために行う公共的施設の整備)

合併後の市町村の振興のための基金造成

- ・ **新市町村の一体感の醸成に資するもの**
(例:イベント開催、新市町村のCI、新しい文化の創造に関する事業の実施、民間団体への助成等)
- ・ **旧市町村単位の地域の振興**
(例:地域行事の実施、伝統文化の伝承等に関する保存事業の実施、民間団体への助成、コミュニティ活動への助成等)

旧市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。「旧合併特例法」) 抄

(地方債の特例等)

第11条の2 合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う次に掲げる事業又は基金の積立てのうち、当該市町村の合併に伴い特に必要と認められるものに要する経費(次項において「特定経費」という。)については、当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度に限り、地方財政法(昭和23年法律第109号)第5条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

- 一 合併市町村の一体性の速やかな確立を図るため又は均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備事業
- 二 合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するために行う公共的施設の統合整備事業
- 三 合併市町村における地域住民の連帯の強化又は合併関係市町村の区域であつた区域における地域振興等のために地方自治法第241条の規定により設けられる基金の積み立て

2・3(略)

総行市第19号
平成30年4月25日

各都道府県総務部長 殿
（市町村担当課扱い）
各指定都市財政局長 殿
（合併特例債担当課扱い）

総務省自治行政局市町村課長
（ 公 印 省 略 ）

東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律
の一部を改正する法律の施行について（通知）

東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成30年法律第19号。以下「改正法」という。）は、平成30年4月25日に公布（同日施行）されました。

市町村合併特例事業は市町村建設計画に基づく事業であるとされていることから、その計画期間等について、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条に規定する手続により、市町村建設計画を変更する必要が生じることがあります。

貴職におかれては、関係手続等施行が円滑に行われるよう格別の配慮をされるとともに、合併特例債の活用にあたっては、法に定められた発行可能期間内に事業が効果的かつ着実に実施され、完了するよう適切に御対応いただき、各都道府県総務部長におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村に対してもこの旨周知願います。

なお、改正法には、平成30年4月10日の衆議院総務委員会及び4月17日の参議院総務委員会において決議が付されています（別添1及び別添2参照）。

本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

東日本大震災等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する件

政府は、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律案が、平成二十八年熊本地震等の相次ぐ大規模災害や、全国的な建設需要の増大、東日本大震災の被災市町村における人口動態の変化等により、合併市町村の市町村建設計画に基づいて行う事業等の実施に支障が生じている状況を踏まえ、合併特例債の発行可能期間の再延長を行うものであることに鑑み、合併特例債に係る次の事項について措置すべきである。

- 一 合併特例債の発行可能期間が合併市町村の一体感を早期に醸成するために設けられたものであることを踏まえ、合併市町村が、今後、合併特例債の発行可能期間の更なる延長を行うことなく、今回の延長期間内に市町村建設計画に基づいて行う事業等を住民合意を尊重し、実施・完了することができるよう、必要な助言を行うこと。
- 二 今後、人口減少等により公共施設等の利用需要の変化が予想されることを踏まえ、住民合意に基づいて合併特例債が効果的・計画的に活用されるよう、周知徹底を図ること。

右決議する。

東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律案に
対する附帯決議

平成三十年四月十七日
参議院総務委員会

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、合併特例債の発行可能期間が合併市町村の一体感を早期に醸成するために設けられた趣旨を踏まえ、今回の延長発行期間を更に延長することなく、合併市町村が市町村建設計画に基づく事業等を住民合意を尊重し、期間内に実施・完了することができるよう、必要な助言を行うこと。

- 二、今後の人口減少等による公共施設等の需要の変化等の地域の実情を踏まえ、合併市町村において、住民合意に基づいて合併特例債が効果的・計画的に活用されるよう、周知徹底を図ること。

右決議する。

市町村行政機能の確保状況の把握スキーム

国

官邸



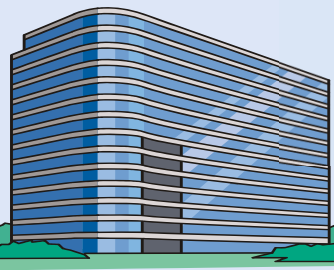
総務省



- ③チェックリストを取りまとめ、
- 官邸（非常災害対策本部）に随時報告
 - 被災市町村への応援職員派遣に活用

地方

都道府県

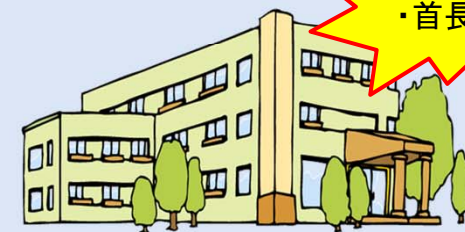


②チェックリストを取りまとめ・報告

①チェックリストを報告

※ 市町村からの報告がない場合には、都道府県さらに総務省から、電話やリエゾン派遣を行い直接把握

被災市町村



行政機能低下
・庁舎倒壊
・首長不在 等

報告基準：震度6弱以上（東京23区は震度5強以上）

市町村行政機能チェックリスト
 <送付先>〇〇県〇〇課（FAX00-0000-0000 TEL00-0000-0000）
 ※都道府県はとりまとめ、総務省市町村課（FAX00-0000-0000 TEL00-0000-0000）へ送付

市町村行政機能取組 (チェックリスト)	報告日時 年月日 時 分	
	都道府県	
	市町村	
総務省受信者氏名	職名	氏名
災害名 (第 報)	報告者職名氏名 (※都道府県等から派遣された者が記入する場合に適用)	

- トップマネジメントが機能しているか
 - 市町村長の安否は確認できたか

(市町村長不在の場合、代行者の職名氏名 _____)
 - 災害対策本部会議を定期的に開催しているか
 - 災害応急対策業務等（例：避難所運営、物資供給）（以下「業務等」という）の役割分担を行い、責任者が明確になっているか
 - 広報・報道対応を円滑に行えているか（プレスリリースの定例化等）
 - 特記事項
- 業務実施体制（人的体制）は整っているか
 - 職員は業務等を担うために適切に参集しているか

(職員の参集状況約 _____% (業務等実施予定職員約 _____名中約 _____名参集))
 - 職員（一般行政）の応援派遣要請は行ったか
 - 特記事項
- 業務実施環境（物的環境）は整っているか
 - 災害対策本部が設置される庁舎に災害対策本部業務を実施できないような損壊が生じているか
 - 主要な庁舎等に住民窓口業務等を実施できないような損壊が生じているか
 - 安否確認、被災者支援に不可欠な住民記録等のデータに支障が生じているか

(停電、端末・サーバの損壊、設置場所への立入不可など)
 - 特記事項

※ 第一報については、原則として、総務省消防庁へ「災害概況報」提出後、可能な限り早く（原則として発災後12時間以内）、分かる範囲で記載し報告すること。